

港区産前産後家事・育児支援事業 F A Q

No.	区分	質問	回答
1	システム	電子クーポンとはどのようなシステムか。	オンラインで登録申請が可能であり、専用サイトから利用者・事業者・区が残時間数や有効期間を確認することができます。
2	システム	新規の登録方法は。	①メールアドレスとパスワードを登録して案内に従い区に申請してください。 https://plus-form.mila-e.jp/municipalities/131032/ ②区が決定するとメールを返信しますので、指定されたURLからシステムにログインして電子クーポンを受け取ってください。
3	システム	既にIDを持っている場合の登録方法は。 【令和7年10月1日時点で有効なIDをお持ちの方】	令和7年9月16日以降に区から通知を郵送します。 ①メールアドレスとパスワードを登録して案内に従い登録してください。 https://coupon.mila-e.jp/ ②同封されたQRコードを読み込み電子クーポンを受け取ってください。
4	システム	再度クーポンを受け取れるか。	子ども家庭支援センター（03-5962-7201）にお問合せください。登録状況を確認し、再度クーポンを発行します。
5	システム	電子クーポンで●時間を選択して処理したが▼時間であった。修正できるか。	修正は子ども家庭支援センター（03-5962-7201）のみ可能ですので、お問合せください。
6	運用	1日に複数回利用することは可能か。	本サービスは、1つの登録番号（ID）につき、1日1回1事業者のみ利用することができます。複数のIDの場合は複数利用可能です。
7	運用	残り時間数が1時間となったが、使うことは可能か。	本サービスの時間単位は、2、3、4時間のため、1時間では利用できません。
8	運用	世帯で複数のIDを持っている場合、利用時間を分けて使うことは可能か。 （例：A児童で1時間、B児童で2時間、合計3時間）	複数のIDを分けて利用することはできません。